

平成22年3月以前の旧指定袋の使い方

可燃



不燃



特徴

- 白っぽい透明な袋に、赤色で「燃やせるごみ用」、青色で「燃やせないごみ用」と書いている。

使い方

- 資源物を出す際などに使ってください。
※「燃やせるごみ」や「生ごみ」、「燃やせないごみ」用としては使えません。

平成22年4月から令和2年3月までの「燃やせないごみ袋」の使い方



特徴

- 青色の袋に、紺色の文字で「燃やせないごみ用」と書いている。
※青色の袋に、赤い文字で「燃やせないごみ用」と書いている袋は現行（令和2年4月以降）の袋です。

使い方

- 「燃やせるごみ袋」としてお使いいただけます。
※なお、令和4年4月1日以降は、袋に差額シールを貼付する必要があります。（ページ下段参照）

令和4年3月までの燃やせるごみ袋（ピンク）の使用方法

令和4年4月以降、使い切れなかったピンク色の燃やせるごみ袋は、差額シールを貼り付け、引き続き「燃やせるごみ」の袋として使用してください。

- 「差額シール」は容量ごとに4種類あります。
購入後の返金はできないことから、必要な種類、枚数を
確認し、購入してください。
- 令和4年4月以降、「差額シール」が貼付されていない
ピンク色のごみ袋は収集できません。
- 令和2年3月までの「燃やせないごみ袋」（ページ中段参照）
も「差額シール」を貼付し、「燃やせるごみ袋」として使用
してください。



＜貼り付けイメージ＞